

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県防府市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム(基本セット内)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [      実施する      ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健こども部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒747-0805 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上      2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり      2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[ <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない ]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は、範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> <li>②移行データ <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> </li> <li>③テストデータ <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> </li> <li>④相互牽制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul> </li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>			
9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	再実施による修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年9月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	再実施による修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年7月1日時点	事後	見直しによる修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月30日時点	令和5年7月1日時点	事後	見直しによる修正
令和5年10月11日	IVリスク対策 ⑧監査 実施の有無	内部監査[ ]	内部監査[ ○ ]	事後	見直しによる修正
令和6年9月30日	I 関連情報-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	1. ワクチン接種記録システム(VRS) 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 健康管理システム(標準化対応版)	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更
令和6年9月6日	I 関連情報-3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 略	・番号法第9条第1項及び別表14の項 略	事後	法令改正に伴う変更
令和6年9月6日	I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2項	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 主務省令第2条の表25の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年9月6日	I 関連情報-5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	保健こども部 健康増進課	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	I 関連情報-5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	健康増進課長	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	I 関連情報-7特定個人情報の開示・訂正利用停止請求請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	I 関連情報-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒747-8050 防府市鞠生町12番1号 防府市 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 電話番号 0835-24-2191	〒747-8050 防府市鞠生町12番1号 防府市 保健こども部 健康増進課 電話番号 0835-24-2161	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	II しきい値判断項目-1対象人数いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	軽微な修正
令和6年9月6日	II しきい値判断項目-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	軽微な修正
令和6年9月6日	IVリスク対策 ⑧監査 実施の有無	内部監査[ ○ ]	内部監査[ ]	事後	見直しによる修正
令和7年8月29日	I 関連情報 ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. ワクチン接種記録システム(VRS) 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 健康管理システム(標準化対応版)	1. ワクチン接種記録システム(VRS) 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 健康管理システム(基本セット内) 6. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステム名称の修正 ガバメントクラウド移行に伴うシステムの追加
令和7年8月29日	IVリスク対策 ⑧人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規	十分である	事後	様式改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業判断の根拠	新規	<p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>■上記に加えて、移行作業におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は、範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>②移行データ</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>③テストデータ</li> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> <li>④相互牽制</li> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ol>	事後	様式改正によるもの
令和7年8月29日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	[ ○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. ワクチン接種記録システム(VRS) 2. 健康管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 健康管理システム(基本セット内) 6. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 健康管理システム(基本セット内) 5. 団体内統合宛名システム(基本セット内)	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表14の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項及び別表14の項	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)終了のため
令和7年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	(情報照会の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29の項 (情報提供の根拠規定) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26の項	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年1月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	略	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>略</p> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う変更